

平成26年10月31日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 浅井 万富
公認会計士 兼山 嘉人
公認会計士 佐藤 裕紀
公認会計士 深代 勝美
公認会計士 前原 一彦
公認会計士 峯岸 芳幸
公認会計士 柳澤 義一
(五十音順)

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」に対する意見具申について

拝啓 秋冷の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴委員会より、平成26年7月31日付にて公表されました「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」につきまして、会員有志一同の意見として別紙のとおり取り纏めましたので、意見具申としてご提出いたします。

恐れ入りますが、よろしくお取り計らい下さいますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本意見書は、あくまでも会員個々人の意見として提出するものであります旨を、念のため申し添えます。

敬具

団体名：公認会計士有志一同

平成 26 年 10 月 31 日

企業会計基準委員会 御 中

日本公認会計士協会東京会
会 員 有 志 一 同**「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって
構成される会計基準) (案) について (企業会計基準委員会)」に対する意見**

2014 年 7 月 31 日付で公表されました標記公開草案の質問事項に対して、以下のとおり、意見を述べさせていただきます。

No.	項目	意見
1	質問 1	<意見> 概ね同意するが、以下の懸念事項を検討する必要があると考える。 <理由> (1) 「削除又は修正」のみを基準化することでその個所を財務諸表利用者が容易に識別できることは肯定するが、各基準の全体を理解するための利便性が損なわれている。従って、ガイドラインなどとして各基準全体を理解できる工夫が必要であると考え。 (2) 同意する。 (3) (1) 同様に I F R S の各基準の全体が理解できるための補足をすることで修正国際基準が I F R S から派生したものと示す事になると考える。
2	質問 2	<意見> 同意する。
3	質問 3	<意見> 同意しない。 <理由> 判断基準として「実務上の困難さ」が挙げられている。 「実務上の困難さ」については、その意味内容が不明確かつ曖昧さを抱える判断基準であり、現状の実務の肯定・維持に繋がりやすい。また、すでに IFRS を導入している国々ですでに実践していることからすれば、我が国だけ導入することが困難であるとする事は却って、後ろ向きと判断(批判)される。また、初度エンドースメント手続(「公表にあたって」第 34 項

		～39 項）では、結果的に、実務上の困難さの観点から、「削除又は修正」を行ったものはないとされていることからしても、判断基準としては適切ではない。 今後とも、「削除又は修正」を最小限とするため、「会計基準に係る基本的な考え方」に重要な差異があるもの（我が国が強く主張したい基本的な考え方）だけが「削除又は修正」するための判断基準として適切と考える。もっとも、周辺制度、例えば、我が国における法制度、税制などとの調整に多大なコストを要する場合には、別途慎重な検討が必要なことは当然と考える。 なお、「公表にあたって」第 20 項では、判断基準として、 ①会計基準に係る基本的な考え方 ②実務上の困難さ ③周辺制度との関連 が例示されているが、同第 21 項において「削除又は修正」を必要最小限とするための判断基準として、 ①会計基準に係る基本的な考え方 ②実務上の困難さ が掲げられており、第 20 項の③周辺制度との関連が抜け落ちているように読み取れる。但し、同第 25 項では、実務上の困難さのなかに、周辺制度との関連が含まれるとしている。 このように「実務上の困難さ」について、その意義が整理されていないようにも読み取れるため、その意義を確認したい。
4	質問 4	<意見> のれんについて償却を行うべきとする点については同意するが、耐用年数 20 年の上限を設定することには同意しない。また、無形資産の識別に関する論点については、のれんと同様に「削除又は修正」を行うべきであると考ええる。 <理由> 一般には観念しにくいのが、のれんの効果が及ぶ期間が 20 年を超えることは理論的にはありえる。また、客観的な証拠によって、20 年を超える効果を測ることができるのであれば、耐用年数を 20 年までに限定することは、むしろのれんについて償却処理を行うことの正当性を歪めてしまう恐れがある。 また、ブランドなどの耐用年数を確定できない無形資産はのれんとの区別が難しいことから、一方は償却し、他方を償却不要ということにしてしまった場合、償却の要否の判断（のれんとするべきか無形資産にするべきかの判断）に恣意性が介在する余地を残すことになり、当基準の信頼性を損なう恐れがある。

5	質問 5	<意見> ①すべての OCI 項目にリサイクリングが行われるべきであることに同意する。 ②確定給付制度債務に関する過去勤務費用の処理は「削除又は修正」し、遅延認識項目とすべきものとする。 <理由> ①我が国においては、OCI 項目はどこかのタイミングで当期純利益にリサイクルされ、その会計期間における業績等の重要な指標としての当期純利益の一部を構成するものとするのが、「基本的な考え方」とであると理解される。ただし、こうした議論の基盤となるべき「基本的な考え方」そのものの具体的な内容は、もっと明確に示すべきである。 ②日本基準において、過去勤務費用が遅延認識項目とされているのは、その効果の発現が将来にわたるものという考え方もあり、すべてを当期の費用として処理することには合理的な理由を見いだせないからであるとする。そして、この考え方は、効果の発現の時期やその効果の及ぶ期間が不明確であるという点において、のれんを償却すべきという論拠と通じているところがあると理解できる。 したがって、過去勤務費用を即時費用処理するという考え方とは「基本的な考え方」が異なっていると理解され、整合性の観点からも遅延認識によりリサイクルすることが望ましいと考える。
6	質問 6	<意見①> 「公表にあたって」第 25 項の” 約 30 個の論点が抽出された。” を、例えば” 様々な論点が抽出された。” と修正することを提案する。 <理由①> ” 約 30 個の論点” という記載は、「公表にあたって」第 26 項から第 39 項及び別紙に記載されている「削除又は修正」を行う、行わない、の説明項目との対応が不明確であり、その結果、2 項目の他に「削除又は修正」を行うべき項目の有無を検討する上で混乱を招くとするからである。 <意見②> 「公表にあたって」第 26 項から第 39 項及び別紙の記載からは、「削除又は修正」された 2 項目以外の項目が「削除又は修正」の対象とされなかった経緯、すなわち「削除又は修正」を必要最小限とする観点の優先された理由が明らかにされていない。詳しい検討過程を公表すべきである。 <理由②>

		その検討対象と議論の過程を公表することにより「基本的な考え方」や「削除又は修正」の判断基準が示されるのではないかと考える。 エンドースメント手続きを意見発信のための手段として位置づけるのであれば、このような根拠の開示がないまま2項目だけを「削除又は修正」の対象とすることにより、他の項目については問題視していないという誤ったメッセージを発信することにつながってしまうことを懸念するためである。
7	質問 7	<意見> 「規範性を有しない教育文書の開発」として各国の具体的なIFRS適用事例等(例：減価償却方法として定額法・定率法の採用状況)を積極的に収集した上で文書として意見発信してほしい。 <理由> ピュアIFRSやJMISを会計基準として採用するにあたっての障壁をできる限りなくすためにも実務上問題となり易い事項については他国の対応状況を公表して頂けると導入が円滑に進むと考えるため。